四十二　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における看護体制加算に係る施設基準

イ　（略）

ロ　看護体制加算(I)ロを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準

(1)　経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。

(2)　（略）

ハ・ニ　（略）

四十三・四十四　（略）

四十四の二　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における配置医師緊急時対応加算に係る施設基準

イ　入所者に対する注意事項や病状等についての情報共有、曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法、診療を依頼する場合の具体的状況等について、配置医師と当該指定地域密着型介護老人福祉施設の間で、具体的な取決めがなされていること。

ロ　複数名の配置医師を置いていること又は配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じ二十四時間対応できる体制を確保していること。

四十五　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における看取り介護加算に係る施設基準

イ　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における看取り介護加算(I)に係る施設基準

(1)　常勤の看護師を一名以上配置し、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により、二十四時間連絡できる体制を確保していること。

(2)　看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

(3)　医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定地域密着型介護老人福祉施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。

(4)　看取りに関する職員研修を行っていること。

(5)　看取りを行う際に個室又は静養室の利用が可能となるよう配慮を行うこと。

ロ　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における看取り介護加算(II)に係る施設基準

(1)　第四十四号の二に該当するものであること。

(2)　イ(1)から(5)までのいずれにも該当するものであること。

四十二　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における看護体制加算に係る施設基準

イ　（略）

ロ　看護体制加算(I)ロを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準

(1)　経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。

(2)　（略）

ハ・ニ　（略）

四十三・四十四　（略）

（新設）

四十五　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における看取り介護加算に係る施設基準

イ　常勤の看護師を一名以上配置し、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により、二十四時間連絡できる体制を確保していること。

ロ　看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

ハ　医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定地域密着型介護老人福祉施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。

ニ　看取りに関する職員研修を行っていること。

ホ　看取りを行う際に個室又は静養室の利用が可能となるよう配慮を行うこと。